

・人権男女共同参画について

- 議長（尾島 勝君）次に、質問第12号、人権男女共同参画について、古市議員の質問を許します。古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

- 4番（古市 順子君）私は、今回人権男女共同参画について質問をいたします。

まず、市の人権施策基本方針について伺います。上田市人権尊重のまちづくり条例の前文では、全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。世界人権宣言がうたうこの理念は人類普遍の原理であり、日本国憲法が保障する基本的人権と法のもとの平等もかかる原理に基づくものであるとなっています。この条例に基づいて上田市人権施策基本方針が平成20年10月に策定されました。この中の基本計画の期間は20年度から24年度まででした。そのため、平成25年3月、第1次改訂版が策定されました。24年度までの計画の総括及び本年度からの改定の特徴をお伺いをいたします。

基本方針のもととなっている憲法は、国家権力を制限して国民の権利、自由を保障するものです。憲法には多くの人権規定が明記されています。11条では、全ての基本的人権は侵すことのできない永久の権利として保障され、13条では、全て国民は個人として尊重されると指摘しています。14条では、法のもとの平等、20から23条は、信教、表現、職業選択、学問の自由を保障しています。24条は男女平等、26から29条は教育を受ける権利、勤労の権利、勤労者の団結権、財産権を保障しています。また、25条は生存権と言われますが、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると宣言し、国がその責任を果たすことを求めています。97条では、この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去幾多の試練に耐え、現在及び将来の国民に対し侵すことのできない永久の権利として信託されたものであるとうたっています。そして、この憲法を尊重し、擁護する義務は、天皇及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員であることを99条で明らかにしています。

一方、現在政権についている自由民主党は、平成24年4月27日、日本国憲法改正草案を決定いたしました。この草案の最も大きな特徴は、憲法尊重擁護義務を国民としたことです。国家権力を縛る憲法から国民を縛るものとなり、憲法が憲法でなくなってしまうということです。基本的人権についても前文で国民に尊重することを求め、97条の侵すことのできない永久の権利であるという条項は全文削除しています。また、12条で保障されている自由及び権利は国民の責務として、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならないとしています。憲法の根本価値である13条の全て国民は個人として尊重されるは、かけがえのない個人から代替可能な人と変更し、ここにも公益及び公の秩序に反しない限りとしています。個人のための国家であるはずが国家のための個人となるということです。この文言は21条、表現の自由、29条、財産権の条項にもあります。

そこで、伺いますが、人権施策基本方針の理念の根拠である憲法の自民党改正草案について市の見解を伺って、1問といたします。

- 議長（尾島 勝君）滝沢市民参加協働部長。

〔市民参加協働部長 滝沢 正美君登壇〕

- 市民参加協働部長（滝沢 正美君）初めに、5年間の総括でございますが、人権施策基本方針につきましては、一人一人の人権が尊重される社会を実現することを基本理念とし、この基本理念の実現に向け、人

権教育の推進、人権啓発の推進、相談支援体制の整備などを基本として施策の推進を図ってまいりました。分野別では、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、外国人、犯罪被害者やその家族など、さまざまな人権に対し各部局が人権施策基本方針を基本に、男女共同参画計画や次世代育成支援行動計画、人権同和教育の基本方針など、それぞれの計画や方針に基づいて関係機関や各種団体等と連携しながらさまざまな事業を展開する中で、教育や啓発、支援、相談体制の充実などに取り組んでまいりました。

具体的な事業を幾つか挙げますと、女性の分野では、「被災地、石巻からのメッセージ・・・避難所、そして仮設住宅での暮らしの日々から～」を演題とした講演会の開催、「私を生きる～あたりまえの生活ができないこの社会の障害の中で」を演題としたまるこシルキーフォーラムの開催など、また障害者の分野では、上小圏域障害者自立支援協議会の権利擁護部会を初め各種部会の開催による障害者の権利擁護の推進、同和問題の分野では、学校、地域、団体、企業等での講演会や研修会の開催による人権教育・啓発の実施、外国人の分野では、外国籍市民の生活上の課題である教育、雇用、労働、健康保険、年金などについて、関係機関と連携しながら支援を行ったこと等が挙げられます。

次に、平成24年度に行いました人権に関する市民意識調査から抜粋して申し上げますと、女性に対する差別、偏見があると思うかとの質問では、待遇、賃金など職場による差別があるとの回答は、平成19年度に行った前回の調査より3.4%減の66.5%ですが、まだまだ高い数字となっております。また、学校での体罰、虐待があるという回答が12.7%減の16.7%、障害のある人に対する差別、偏見があると思うかという質問では、医療、福祉の場面で差別があるという回答が13%減の18.4%など、差別の解消は一定程度進んでいることがわかります。

しかしながら、今まで自分の人権が侵害されたと思ったことがあるかという質問では、あるとの回答が6.8%増の38.1%、同和問題についてどのように考えるかという質問では、まだ残っているという回答が4.6%増の61.5%など、なかなか改善されない状況も見てとれます。

人権課題を解決するために必要と思われることは何かとの質問に対しては、人権同和教育を充実するという回答が46.9%、人権侵害の被害者の救済、支援を充実するという回答が42.5%、人権意識向上のための啓発、広報活動を推進するという回答が35.3%などとなっております。市では人権に関する講座や講演会などを自治会や企業などと連携し進めておりますが、市民一人一人の人権意識向上のための人権教育や啓発などの人権施策のさらなる充実が求められていることから、人権施策基本方針に基づいて、さまざまな場を通じて人権教育及び啓発などをさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、今年度からの施策の特徴でございますが、人権施策基本方針の第1次改定につきましては、平成20年10月策定の人権施策基本方針と21年3月策定の上田市人権同和教育の基本方針、これを一本化しまして、人権施策の全般にわたる基本的な考え方や方向性を示しました。人権同和教育の基本方針を一本化することにより、人権意識高揚のための施策として、教育と啓発の重要性に基づく方向性や教育・啓発の推進施策を詳細に記述することができました。基本方針の組み立ては、策定経過などの基本的事項、基本方針が目指す社会を示した基本理念、人権教育や啓発、また救済や支援などに関する人権施策の方向性、分野別の基本方針等を示した分野別人権施策の方向性、市民協働を示した推進体制といった全5章によって構成されております。基本理念では、旧基本方針の基本理念である「一人ひとりの人権が尊重される社会を実現する」を継承し、新たに人権尊重の社会づくりに向けた3つのまちづくりについて、その方向性を示しました。

分野別施策の方向性につきましては、国、県との整合を図り、現行の分野別としている女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、外国人、犯罪被害者とその家族に加え、新たに社会的問題となっているインターネットによる人権侵害について記載してございます。また、分野別施策にそれぞれの基本方針を新たに定め、より明確に人権尊重の目指す社会づくりを示し、施策の方向性についても教育・啓発の推進、相談体制の充実など、人権施策に絞って明示をいたしました。

また、改訂版におきましては、旧基本方針の基本計画にある5年間といった期間を設けず、施策の進行管理を行いながら、社会情勢の変化などに応じて見直すことといたしました。

今年度からスタートしました新たな人権施策基本方針の特徴につきましては、以上でございます。

続きまして、人権に関する憲法改正草案に対する市の見解というご質問ですが、基本的人権につきましては、日本国憲法においては、侵すことのできない永久の権利、つまり法律や憲法の改正によっても侵してはならない権利として絶対的に保障するというものでございますが、それは人権が無制限だという意味ではなく、制約されることもある、その根拠となるのが現行憲法におきましては「公共の福祉」という概念であります。自民党草案では、この「公共の福祉」という表現は、その意味が曖昧でわかりにくく、学説も分かれているため、「公共の福祉」という文言を「公益及び公の秩序」に改正することにより、憲法によって保障される基本的人権の制約の曖昧さを明確にしたと言われておりますが、他方で「公共の福祉」という文言を「公益及び公の秩序」と改正することにより、秩序優先、公益優先で、権力者の意向次第で国民の基本的人権が制約されてしまうという考え方もございます。

ご質問の自民党草案に対する市の見解につきましては、憲法改正の問題でございますので、見解を述べることは控えさせていただきますが、さきの参議院通常選挙におきましては、憲法改正が争点の一つと言われておりましたが、憲法改正の発議要件について定めている第96条に議論が集中をし、この公益及び公の秩序には反してならないという部分も含めて、それ以外の部分については国民的な議論は第96条ほどまだ深まっていないのではないかと思いますので、大変重要な内容でございますから、今後国民の間で十分な議論が行われることが重要であるというふうと考えております。

以上でございます。

○ 議長（尾島 勝君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。

それでは、同和問題の基本的な考え方について伺います。市の人権施策基本方針では同和問題について、我が国の歴史的過程で形づくられた身分的差別で、我が国固有の人権問題としています。この「同和」という言葉は部落差別解消のための運動のことで、「同胞融和」の略語であり、戦前は「融和」と略されることが多かったが、戦後は「同和」と略されるようになったということです。現在の同和对策事業や同和教育は、旧身分に対する差別をなくすと言いながら、旧身分を公的に区分するという重大な矛盾を抱えています。そもそも同和問題の解決とは、この同和という言葉が日常生活の中で使用されない状況をつくり出すことであり、死語にすることではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

国の同和对策事業は、特別措置として昭和44年に10年間の時限立法として発足し、延長を重ねてきました。平成13年度末、旧身分に係る差別による労働、生活、住宅、環境、教育、文化などに及ぶ格差を解消すると

いう目的が達成されたとして、33年間に及ぶ特別措置は終わりました。平成14年度からは同和地区の施策ニーズに対しては、他の地域と同様に地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めた上で所要の一般対策を講じていくとされました。自治体は住民の公共の福祉を推進する機関として、特定団体や有力者の影響を切らなくてはなりません。住民のための公共機関だということは住民の言いなりになるということではなく、公共の福祉とは何かを自主的に判断し、政策化して、住民とともに練り上げていく責任を負っています。そして、その政策は公平性が目に見えるものとするべきです。見解をお伺いいたします。

同和教育にしても、同和教育を早く終わらせるために取り組む、そういう前提がなければなりません。したがって、ほとんど差別がなくなった状況では同和教育の必要性はなくなるわけです。現在の同和教育はますます現実から乖離したものとなり、形骸化していると言えます。同和教育の存在は同和問題を永続化させるだけではないでしょうか。見解をお伺いします。

同和教育の一環として上田市には解放子ども会があります。会員数はことし4月現在、上田地域が25名、丸子地域が3名、武石地域が4名とのことです。この事業の目的は、部落解放への自覚と差別に負けない力の養成と基礎学力の向上を図るということです。冒頭で申し上げましたが、世界人権宣言でも、日本国憲法でも、上田市人権尊重のまちづくり条例でも、人間は生まれながらにして平等であるということが最も大切な根幹の理念となっています。解放子ども会は生まれながらにして差別を受ける立場にあるということの子供たちに教えているわけです。こんな教育が許されているのでしょうか。長野県の関与もなく、会員数も大分減っているようです。子供たちを旧身分で際立たせ、同和問題解決の障壁ともなっている解放子ども会は解散すべきと考えます。見解をお伺いいたします。

第2問題といたします。

○ 議長（尾島 勝君）母袋市長。

〔市長 母袋 創一君登壇〕

○ 市長（母袋 創一君）同和問題について、最初の2問、私から根幹にかかわる問題もございますので、答弁をいたします。

当上田市におきましては、これまで学校、公民館、あるいは解放子ども会、企業など、さまざまな場面において同和教育の実践を進めながら、上田市人権啓発推進委員会による啓発活動、またことしで8回目を迎えます人権を考える市民のつどい、こういった活動を通じて心理的な差別の解消に向けた取り組みを進めてまいりました。しかし、平成24年度に行った人権に関する市民意識調査は、同和問題について今も差別が残っていると回答した人が61.5%もあり、この問題が解決されたとは言いがたい状況を呈しております。この問題の解決には一人一人がこの問題について一層理解を深めて、みずからの意識を見詰め直す、それとともにみずからを啓発していくこと、これが必要であると考えます。

また、行政としては、上田市人権施策基本方針の基本理念であります「一人ひとりの人権が尊重される社会を実現する」、このために人権の視点に立った行政の推進、人権意識高揚のための施策、人権擁護と救済のための施策、これらを総合的に展開して、この同和問題を含めたあらゆる人権侵害をなくして、市民の皆様が差別と偏見のない安心して暮らすことができ得るまちをつくっていく必要があります。

上田市民憲章においても高らかにうたう「共に尊重し合い、平和を愛し、優しさあふれるまち」、また都市宣言においても「優しい思いやりあふれる 人権尊重都市」と、このようにうたっているところでござい

まして、したがって真にこの同和という言葉を使用しない状況が一日も早くつくれるように、引き続き各施策にさらに取り組んでまいりたい、このように考えます。

次に、公平性の問題、一般行政ということお話がございました。これまでの経過は、先ほどお話があったとおり、措置法が制定され、それが期限切れとなり、今一般行政へ移っているということではございます。そういう中で、上田市においても見ますと、環境面、こちらの格差というものは大きく改善されてきた、そして平成14年には特別対策が終了して、以降一般対策で対応しておりますけれども、継続する事業としては、教育、啓発事業や相談事業を行っているというのが現実でございます。

この同和問題につきましては、ことし上田市において差別はがきが送られたり、依然として存在しているのが現実でございます。ご質問の公平性ということにおいてでございますが、まずはあらゆる人権施策基本方針において、人権施策そのものをより具体的に進めるためには、女性や子供、あるいは高齢者、障害者といった分野別に施策の方向性を定めておりまして、その中で一つのテーマである同和問題も位置づけております。さまざまな課題はまだあるという認識の中で、この基本方針に沿って施策を進めてまいりたいと、このように考えております。

私からは以上です。

○ 議長（尾島 勝君）小山教育長。

〔教育長 小山 壽一君登壇〕

○ 教育長（小山 壽一君）まず、同和問題につきましては、過去の身分制度により生み出された日本固有の人権問題であり、早期解決が望まれております。これまで国や地方公共団体は同和問題における心理的な差別の解消を目指して、教育、啓発に関するさまざまな施策を行ってまいりました。しかしながら、いまだに全国で差別事象は後を絶ちません。また、昨年上田市で実施した人権に関する市民意識調査の結果によりますと、約6割の市民が、ただいま市長の答弁の中にもございましたが、同和問題はまだ残っていると答えております。同和教育の必要性がなくなるのは、全ての住民の意識から部落差別がなくなる状態だと考えておりますが、差別が解消しない限り、行政の責務として同和教育は続けなければならないと考えております。同和教育を継続することが一人一人の人権感覚を高め、差別を許さない社会づくりにつながると考えております。

次に、解放子ども会についてでございます。解放子ども会の活動の柱は、差別を見抜き、差別に負けない人権解放学習、差別の不当性を論理的に理解し、訴えるための基礎学力の学習、生涯にわたって支え合える仲間づくりの3つであり、差別に打ちかつ生きる力を育むことを目指しております。解放子ども会の存在そのものが同和問題解決の障害になっているのではないかとのご指摘でございますが、大人になってから解放子ども会の仲間を支えられ、結婚差別を克服した事例などもあり、障害になっているとは考えておりません。今現在実際に結婚問題等いまだに多くの差別事象が起こっている状況を踏まえ、解放子ども会活動は継続すべきと考えております。

以上でございます。

○ 議長（尾島 勝君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。見解の相違はあるわけですが、運動団体の補助

金について聞いてまいりたいと思います。

先ほども申し上げましたが、国の同和対策事業は平成14年3月末終了いたしました。長野県ではこれに伴い事業の見直しを行い、部落解放運動団体の補助金、委託料を平成15年度は半減し、16年度より全廃いたしました。市町村でも長野市、松本市、飯田市など主要都市で廃止をされています。上田市では24年度部落解放同盟上田市協議会へ補助金が1,354万円、各種相談事業委託料が150万円支出をされています。私は、この団体の24年度の決算書を資料としていただきました。収入合計は1,518万円余、団体経費のほとんどを市からの補助金で賄っております。支出は全国、県大会ほか諸会議旅費546万8,491円、女性部関係諸会議、県外研修会ほかで254万159円、講演会、支部学習会講師謝礼171万円、上部組織負担金104万5,200円、光熱水費、消耗品、燃料費143万2,114円などです。旅費だけで800万円以上となっております。日当、宿泊料、交通費ということですが、市民の大切な血税を使って日当をもらって自分たちの団体の会議に出席しているということです。上部組織負担金もあり、団体の維持のために使われているというのが実態です。ほかの団体では考えられないことで、特別扱いの実態が明らかになったと言えるのではないのでしょうか。

同和問題は11年前の国の対策終了のとおり、基本的には解決をしています。しかし、このように特定団体を特別扱いする限り、市民の間に彼らが特殊な人々の存在となって、差別意識がなくなる最大の障害となっています。このような同和行政を続ける限り、行政が特別の人の存在を固定し続けることになり、差別感情を再生産する土壌をつくり出すこととなります。同和対策事業の終了は、開かれた公正な市政、上田市の民主主義の前進のために避けて通れない課題です。特別扱いしないことが特別な人をなくし、真の差別解消につながるはずですが、長野県や他の自治体でできたことがなぜ上田市でできなかったのでしょうか。上田市ではなぜ現在でも不公正な同和行政が行われているのでしょうか。市民の皆さんは不思議に思われていることでしょうか。それは行政の最高責任者である市長が決断をしなかったからにはかなりません。市長は今からでも勇気を持って同和対策事業の終了を決断されるべきと考えます。当面は運動団体への補助金の減額から廃止をして、必要な施策は市が実施をすればいいわけです。見解をお伺いして、第3問といたします。

○ 議長（尾島 勝君）母袋市長。

〔市長 母袋 創一君登壇〕

○ 市長（母袋 創一君）運動団体の補助金の質問でございました。市においては人権施策の展開に当たっては、行政だけでは進められないわけでごさいます。したがって関係機関、各種団体等との連携を図りながら進めております。地域のそれぞれの実情というものがあるわけで、それに照らしてやっぱり対応することが行政に求められています。そういう中で、それぞれ分野別テーマということの中で、同和問題は、先ほどお話あった意識の上、また差別事象の発生、こういったことにおきましても解消には至らない状況と、このように受けとめております。

一方で、運動団体の補助金はこれまで毎年見直しを図り、かつてに比べれば大幅な減額を図って努力してきた、このように思います。例えば、旧4市町村の合併前の平成15年度、4市町村それぞれ支援をしていましたが、その補助金合計は4,200万円、合併時の平成18年度3,300万円、さらに平成25年度のこの予算においては1,200万円としております。この間、行政といたしましても単に団体への補助ということから、何を事業としてやるのか、その事業費補助へと考え方も変えてまいりました。今後において大事なことは、特別扱いではもちろんではなく、実情を見て、適切を旨として精査しながら、引き続き部落差別の解消を図ってま

いりたい、そのように考えておるところでございます。

○ 議長（尾島 勝君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）それでは、市長にちょっと確認をさせていただきますが、適切を旨として見直しをしていくということです。そういうことは、一つ一つの経費を本当に必要かどうか見直しをするということ、それとその支出内容を、市からの補助金で賄われておりますので、市民に情報公開することも含まれると私は理解をいたしますが、そういうことでよろしいか、お尋ねをいたします。

○ 議長（尾島 勝君）母袋市長。

〔市長 母袋 創一君登壇〕

○ 市長（母袋 創一君）もちろん補助金は事業補助ということですから、中身についてはきちんと毎年見詰め直し、見直して精査をします。一方で、公開というのは、これは補助先の運動団体の良識というものにかかわってくる場合がございます。私どもは私どもで公表でき得る範囲のものはきちんとそれは公表していくと、当然のことだと思っています。

○ 議長（尾島 勝君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）わかりました。適切を旨として精査をしていく、それはぜひとも今年度からも私は実施をしていただきたいと思います。今年度は1,210万円支出をしております。そのところの注意書きに必要によっては見直しをしていくという一項が入っておりますので、ぜひとも今年度からこの精査を実施をしていただきたいと思いますということを申し添えておきたいと思います。

また、情報公開については、市からの補助金でほとんど賄われているわけですので、きょう私が申し上げたことはほとんど市民の方はご存じないはずですので、何らかの形で情報公開考えていただきたいと思います。と思っています。

それでは、続きまして、解放会館についての質問は後にいたしまして、人権教育について伺います。人権教育とは、人権尊重のための知識、技術及び態度を養うことを目的とするあらゆる教育活動の総称です。日本における人権教育は、かつての同和教育を継承、拡張させてきた側面を持ち、社会的少数者への認識を深め、差別に反対し、平等な社会を築くことを目指した学習が中心となっています。全国的な流れでは、現在は国の同和対策特別措置も終わり、同和という言葉そのものの存在理由が見出しづらくなり、同和対策事業から人権啓発事業に切りかえられているということです。現行の人権教育の指針は、国連が示した人権教育のための世界計画などに準拠しています。一人一人の存在と可能性を大切にすあすの社会を形成するため、市民が自分で意思決定をし、行動できることを目指すのが人権教育だとされています。上田市においても、本来の人権教育の目的を達成するため、同和教育を終結させ、基本的人権の尊重をうたった憲法に基づく民主主義の教育を豊かに発展させることが大切だと考えます。見解をお伺いします。

次に、人権同和教育自治会懇談会について伺います。平成21年3月発行の上田市人権同和教育の基本方針では、各公民館で懇談会を実施しているが、出席者は限られます。人権問題が知的理解にとどまり、自分の生き方とのかかわりや社会の課題としての受けとめが不十分で、差別解消に向けての主体的な活動に高まれません。このような状況は改善できたのでしょうか。

平成24年度の開催状況の資料をいただきました。大変多くの会場で実施をされていますが、参加者が一桁から10人台というところが多くあります。公民館によって取り組み方が違うようで、丸子地域はなかなか多彩な講師陣で、参加者数も多くなっています。例えば、矢島診療所の矢島タカネさん、元長聖高校野球部監督の中村ヨシタカさん、侍学園の長岡ヒデキさんなどです。また、2つの自治会合同で行ったり、長瀬は1カ所で実施をしています。社会教育の人権教育は大切ですが、自治会ごとに行う必要はあるのでしょうか。自治会役員が人集めにご苦労されているというのが実情でしょう。もう少しまとまった地域で、皆が関心のありそうなテーマを公民館と住民と一緒に講師も選ぶなど、大勢の市民が参加できるように実施内容を検討すべきと考えます。見解をお伺いして、4問といたします。

○ 議長（尾島 勝君）小山教育長。

〔教育長 小山 壽一君登壇〕

○ 教育長（小山 壽一君）人権教育についてのお尋ねでございます。国は人権教育について、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を定め、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動であると定義しております。さらに、この法律に基づき人権教育・啓発に関する基本計画を策定し、この中で同和問題について、我が国固有の重大な人権問題であり、同和問題の早期解決に向けて教育、啓発を積極的に行うとしております。上田市におきましても、法律及び基本計画に基づき、学校、地域、企業等さまざまな場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、人権教育並びに同和教育を行っております。人権教育の重要課題である同和問題が解決されることは、我が国の人権政策の大きな進歩となると考えております。同和教育を終える日が一日でも早く来ることを目指して人権同和教育を推進してまいりたいと考えております。

次に、公民館が行う人権教育についてのお尋ねでございます。自治会単位で行う人権懇談会と公民館で行われる人権のつどい等がございます。ご質問の自治会の懇談会につきましては、各自治会や分館の役員の皆様が参加者の確保に大変ご苦労されていることは承知しております。公民館では内容や方法等について具体的に指導、助言を行い、より多くの市民に参加してもらえよう環境づくりに努めております。今後さらに一層公民館と自治会分館との連携を図り、サポートをしてまいりたいと考えております。

市民一人一人の人権意識の高揚のためには、自治会、公民館、学校、企業等さまざまな場においてきめ細かな教育、啓発活動を継続的に実施することが大切だと考えており、今後もこの方針に基づき人権同和教育を推進してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○ 議長（尾島 勝君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。

それでは、次に男女共同参画について質問をいたします。日本は男女平等をあらわすジェンダーギャップ指数は、2012年度の指標によりますと135カ国中101位です。これは世界経済フォーラムが各国の男女間の格差を数値化し、ランクづけしたもので、経済、教育、政治、保健の各分野のデータから算出されます。2010年は94位、2011年は98位でした。日本は発達した資本主義国の中で最低の位置を脱却できずにいます。男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行されました。上田市では男女共同参画推



進条例が平成19年1月から施行されています。

私たちが最も身近な自治会においても、住みやすい地域づくりのために女性の声を反映させていくことは重要です。自治会役員や方針決定の場への女性の参画状況はどうでしょうか。女性の自治会長選出や評議員会などの委員に自治会規則で女性枠を設けたと市から表彰も行われています。しかし、そういったことが隣の自治会でも知られていないという実態があります。昨年私の質問への答弁として、22年度に自治会連合会で行ったアンケート調査によると、区の評議員等への女性の登用率は13.8%、区の規約で女性の登用を決めているのは12自治会とのことです。その後は進展したのでしょうか。自治会役員もかわられますので、市としても情報公開、経験交流会等、自治会への要請だけではなく、ともに取り組むべきと考えます。見解をお伺いします。

次に、市役所における女性管理職登用についてお伺いします。日本の管理的職業に占める女性の割合は韓国に次いで低く、1割ほどです。アメリカは4割以上、フランス、ドイツも4割近くになっています。上田市では男女共同参画を推進する機関として、市職員の女性管理職をふやしていくことが必要です。市の一般行政職の女性の割合は27.3%とのことです。22年度には女性部長職が誕生しましたが、現状はどうでしょうか。各審議会委員においては4割という目標数値を達成しているようですが、女性管理職登用は数値目標を持って取り組んでいるのか、お伺いをいたします。

私は、35年間農協の県連組織に勤めてまいりました。間接差別とも言えるコース別人事制度によりまして、私どもの職場では女性管理職は皆無でした。市役所の職員の方は人事制度一本であるということです。また、子育て環境も恵まれているということです。女性管理職をふやしていくには、女性の意識の問題も大きいと言われております。市役所の女性職員の皆さんは条件を生かして民間の牽引役ともなるよう大いに管理職を目指していただきたいと思っております。それには職場内及び職場外の研修が必要です。どのような取り組みを行っているか伺って、質問を終わります。

○ 議長（尾島 勝君）滝沢市民参加協働部長。

〔市民参加協働部長 滝沢 正美君登壇〕

○ 市民参加協働部長（滝沢 正美君）初めに、自治会役員への女性の登用についてお答えいたします。

市では各自治会宛てに自治会役員における女性の登用の推進、男女共同参画推進事業者表彰への応募について文書等でご依頼を申し上げております。また、各種学習会、懇談会、こういったところに講師の紹介、あるいは教材の提供なども行っております。この結果、平成24年度までに女性の参画に積極的に取り組んでいる先進的な自治会として22自治会を上田市男女共同参画推進事業者として表彰をしております。

このように地域や各自治会のご協力もありまして、平成25年4月1日現在、女性の自治会長でございますが、昨年度より、お一人ですけれども、ふえまして4自治会で現在ご活躍いただいております。この登用率は県内では最も高いという数値になってございます。この自治会躍進の選出につきましては、基本的には各自治会が主体的に行うものであると考えておりますけれども、先進事例をともに学び合う機会もふやしながらか、各種団体、自治会連合会とも連携しながら、この女性の登用をさらに進めていくように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長（尾島 勝君）井上総務部長、時間がありませんので、簡潔に答弁ください。

〔総務部長 井上 晴樹君登壇〕

- 総務部長（井上 晴樹君）それでは、簡潔に申し上げます。

女性リーダーの研修なども行うなどしまして、管理職に向けた女性のキャリア形成に努めながら、適材適所を基本に人事配置、登用は進めてまいります。

以上であります。

- 議長（尾島 勝君）古市議員の質問が終了しました。